

令和 7 年度 第 1 回国分寺市男女平等推進委員会議事録

日 時：令和 7 年 5 月 13 日（火） 19 時～20 時

場 所：ひかりプラザ 203・204 号室

出席者：委員 6 名（甲斐田委員長・富永副委員長・横田委員・若島委員・
青木委員・橋本委員）

市民生活部長

事務局：3 名（人権平和課長・人権平和担当係長・人権平和担当）

委員長：定刻になりましたので、令和 7 年度第 1 回男女平等推進委員会を開催します。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今年度は第 18 期、国分寺市男女平等推進委員会の 2 年目となります。委員の皆さまには引き続きよろしくお願いいたします。

今回の委員会は残念ながら田中委員、中田委員、富本委員、よりご欠席のご連絡をいただいております。

本日は市民生活部長がご出席されておりますので、部長よりご挨拶をお願いいたします。

市民生活部長：今年度も引き続きよろしくお願いいたします。今年が、第 3 次行動計画の初年度でございますので、市としても、男女平等の施策についてはさらに展開していこうと考えてございますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

委員長：続きまして、本日の資料の確認について、事務局よりお願いいたします。

事務局：まず机の上に置きました資料の確認をさせていただきたいと思います。

1 枚目に本日の次第、次に右上の方に資料 1 と書いてある、男女平等推進センター運営方法の検討についてという両面のコピーの資料です。資料 2 としまして令和 6 年度人権平和課事業報告、ホチキスどめになっている資料です。資料 3 としまして、A 4 横長の令和 7 年度人権平和課事業予定表になっております。最後に資料 4 が、令和 7 年度男女平等推進委員会スケジュール案という A 4、1 枚の用紙になっております。不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。以上になります。

委員長：それでは次第に沿って会を進めさせていただきます。

議題 1、諮問について事務局からお願いいたします。

事務局：はい。本日は、今年度第 1 回目の委員会になりますので、本委員会への諮問をさせていただきます。

市民生活部長：私の方から諮問いたします。諮問第 1 号、令和 7 年 5 月 13 日、国分寺市男女平等推進委員会委員長殿。国分寺市長、井澤邦夫。男女平等推進施策の推進について諮問します。国分寺市男女平等推進条例第 25 条第 2 項の規定により、下記の事項について諮問します。（1）男女平等推進施策に係る重要事項に関する

こと、（２）男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること、以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：よろしくお願いいたします。

それでは次の議題、男女平等推進センター運営方法の検討状況報告について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：はい。それでは資料１をご覧くださいと思います。国分寺市立男女平等推進センター運営方法の検討についてでございます。

昨年度、令和７年２月に行いました第７回の男女平等推進委員会で、少し報告をさせていただいているところでございます。前回２月の推進委員会では、この男女平等推進センター、それからひかりプラザの施設管理をしております、教育センターの効果的な運営方法の検討についてご報告をいたしました。内容としましては、教育センター、男女平等推進センターの効果的な一体的な管理ということを含めて、指定管理者制度の導入を含むアウトソーシングの検討をしていくということで、その検討結果をご報告させていただくものです。

まず、１番、それから２番の項目でございます。

運営方法検討の背景、並びに男女平等推進センターにおける現状と課題のところでございますが、今年２月の推進委員会でお示しをした資料と内容は同じでございます。改めて申し上げますと、教育センター、男女平等推進センターと、ひかりスポーツセンター、この３つの施設が公の施設として設置をされており、それらと、１階の国際協会さんでありますとか、様々な施設が入っている複合施設としてひかりプラザがございます。今年の１月から人権平和課もそうですけども、職員の大半は新庁舎に移っております。そういったことも背景に、このひかりプラザの管理をどうしていくかということで、様々検討する中で、先ほど申し上げたような、アウトソーシングの検討を進めたところでございます。

男女平等推進センターについては、新庁舎へ人権平和課が移っており、職員体制としては、常駐で相談業務を担っている職員が１人、それと別に、私たち職員が交代でこちらのひかりプラザに出勤をして、対応を図っているという現状がございます。そのような運用をしておりますけども、なかなかきめ細やかな対応が難しい部分がございます。

また、第３次男女平等推進行動計画策定にあたって、その前年、令和５年度に市民意識調査をさせていただきました。調査結果として、この男女平等推進センターの認知度といったものが、高くないという状況もあります。認知度を上げることがだけが目的ではございませんけども、やはり必要とされる方にこのセンターを知っていただいて、活用いただくということも１つの目的となつてございますので、認知度の向上や、センター機能の充実が課題として挙げられていたところでございます。こうした現状と課題を踏まえまして、アウトソーシングの検討ということを進めて参りました。資料の３番に結果を記載しております。アウトソーシングにもいろいろな方法がございますが、来年度からの指

定管理者制度の導入でありますとか、業務委託といったものを検討させていただいたところでございます。

まず指定管理者制度の導入でございます。当初考えておりました、教育センターと男女平等推進センター、こちらを一体的に指定管理者にお任せをすることが、それぞれの業務内容が大きく異なっておりますので、事業者の参入が非常に難しいということが改めて分かったところでございます。

教育センター、ひかりプラザの管理になりますと、施設管理になりますけれども、男女平等推進センターは、そういったハードの部分だけではなくて、やはりソフトの部分というのが非常に大事になります。

それから業務委託によるアウトソーシングでございます。こちらについては、現状の水準をベースにおきまして、直営の場合と、業務委託した場合の様々な比較をさせていただきました。この比較では、費用面で開きがございました。必ずしもコスト的なものだけを追求するものではございませんが、事業を進める上では、その観点というのは全く無視できないところです。そういったところも踏まえまして、費用対効果の面では、業務委託することが難しいということを経験として出しております。そうしたことから、様々な検討させていただき、また関係する事業者等の聞き取りもした結果として、最終的に令和8年度以降につきましても、市直営として、このセンター業務を運営をしていくということで結論づけたところでございます。

ただ、先ほどの現状と課題のところでも少し触れました通り、職員が交代でこちらに来ている、これが必ずしも良いことではないと、担当としては思っておりますので、市直営で今後進めていく場合についても、しっかりとその対応を図っていくよう、担当としては努力したいと思っております。

それから、資料の4番、教育センター指定管理者制度移行による対応についてです。男女平等推進センターにつきましては、直営で引き続き行うということになりました。しかし教育センターにつきましては、来年4月から、指定管理者制度への移行が予定されております。そうしますと、社会教育課で対応いただいている男女平等推進センターの貸部屋の管理、それから受付、貸し出し業務が、指定管理者制度が入ることによってできなくなってしまいます。このままもし、指定管理者制度を導入しますと、男女平等推進センターと教育センター、もともと別の施設でございますので、見た目は同じ部屋であっても、分けて対応しなければいけないということになり、施設管理の効率化を図るところで、この指定管理者制度導入を機に、男女平等推進センターで、市民や団体の皆様に貸し出しをしているお部屋、具体的に申し上げますと、201号室、202号室、それから生活実習室、この3つの部屋につきましては、教育センターの管理に管理替えをしたいというふうに考えているところでございます。繰り返しになりますけれども、部屋の貸出については、事実上、今1階の窓口でしているところでございます。男女平等推進センターが管理している3つの部屋を教育センターの管理にすることによって、部屋がなくなるわけではござい

ませんので、大きな変更は生じないと考えております。ただ現状、それぞれ条例に基づいて、男女平等推進センターを構成する部屋を規定していますので、その改正が生じるところでございます。現状、男女平等に関わるということで、登録していただいている団体さんが30団体強でございます。今日この委員会でご報告させていただいておりますので、この後、各団体さんの方に、周知をしていこうというふうに今考えております。

また、来年4月から教育センター指定管理者制度の導入が予定をされておりますので、その全体の説明も必要かと思えますし、4月以降の扱いについても、しっかりとその状況が分かった段階で、改めて男女平等推進センターの登録団体さんにもお知らせをしたいというふうに考えております。

1番のこのセンターの運営方法の検討については以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長：はい。ありがとうございました。それでは委員の皆さまからご意見ご質問などありましたら、お願いいたします。

委員：図書資料室と、相談室、談話室はライツこくぶんじのままですか。

事務局：全体を申し上げることを忘れてしまいました。

男女平等推進センターの施設として管理しているお部屋につきましては、先ほど申し上げた3つのお部屋と、図書資料室と相談室と談話室でございます。センター業務として、相談事業を行っており、それから図書の貸出、閲覧も行っておりますので、こちらにつきましては引き続きセンターの施設として残していく形になります。また談話室につきましても、センター事業として使えるような形で少し整理をしたいと考えているところでございます。全体を申し上げることを忘れてしましまして申し訳ございません。

委員長：他いかがでしょうか。

副委員長：お部屋を取るときに、登録団体が、今最初に男女平等推進センターが取れて、それから11日からは教育センターの方が取れるようになっていますが、それも今まで通りなののでしょうか。それとも一緒になるのでしょうか。

事務局：そこが1つ大事なところだと思います。結論から申し上げます。現状は副委員長おっしゃっていただいた通りの運用の仕方になっておりますけども、こちらについては、他の団体さんと同じような扱いになります。ですので、11日から20日の間で予約をしていただいて抽選ということになります。

副委員長：一緒になるわけですね。

事務局：一緒になるということでございます。

副委員長：ありがとうございます。

委員長：他いかがでしょうか。

委員：団体の登録っていうのは、男女平等推進センターに登録するっていうのは変わらないですか。

事務局：はい。今おっしゃっていただいた通りでして、男女平等推進にかかわる活動を行う登録団体として、優先予約だけではもちろんございませんので、引き続き、

登録をいただければと思います。

委員長：いかがでしょうか。

では、私からお伺いしたいのですが、現状の課題②、センター認知度の向上等、啓発を図るというのは、現状の職員体制では人が足りないので無理だと。それで、センターの充実を図るというのは、啓発活動はできないけれども、この談話室をもっとよくするとか、資料室をもっとよくするとか、何かセンター自体の充実を図るということですか。

事務局：委員長がおっしゃったハード面についても、当然考えていかなければいけないことだと思っておりますけども、ここでは、いわゆる人員体制というところかと思っております。

もともと、人権平和課の職員がセンター職員を兼ねているところでございますけども、ほかにも様々な事業を行わせていただいております。ですので、この男女平等推進の関係の業務に、なかなかリソースを割けないというのも実態としてあったところなんです。そこを少しでも解消したいというところでございます。今の段階で具体的なことは申し上げられないですけども、担当としましては、その体制を含め、少し強化をさせていただきたいと思っています。その上でハードの面については、ひかりプラザの方が指定管理者制度に移行する形になりますので、流れを見定めつつ、必要なものを、こちらとして要望できるものはしていきたいというところではございます。

委員長：新しい行動計画の中では柱の1つではないですか。これまでの体制でも認知度も上がらなかったのに、担当課が新庁舎に行ってしまった、体制としては弱くなっている中で、一方で柱の1つなのだから何かしないと目標達成しないわけですよね。そこはどのようにされていくのでしょうか。

事務局：はい。体制としては本庁舎から交代で職員が来ている。ここはまず解消しなきゃいけないというところでございますので、ここは繰り返しで恐縮でございますけども、担当としては強化をしたいというふうに考えております。

また、センター認知度の向上につきましては、必要ではあるんですけども、特効薬といいましょうか、そういった即効性のあるものがあるかという、なかなかないのだらうというふうに思っております。先ほどご質問にもありましたけども、やっぱり登録団体さんとの協力というものが必要になってくると思っております。その中の1つとして、先ほど申し上げた談話室というものも活用しながら、登録団体さんにご協力、或いは実際講座も共催でさせていただいている部分がございますけれども、そういったものもしながら、少しずつ浸透させていくということしかないのかなと思っております。

委員：執務室が、結構面積があると思うのですけれども、そこに今、職員の方が2人ということで、相談に関しては別の場所で相談に応じるということですよ。そうすると執務室が、もう少し有効な扱いができるのではないかなという印象を持っているのですけれども、その辺りも含めてご検討いただけたらどうかなと思うのです。非常にもったいないので、図書館の設備、本などを全部そち

らに入れて、図書の貸し出しなんかも充実させるとか、そこに学習機などを置いて、勉強できるようにするとか何らかのことで、もう少し有効活用していただけるとよろしいのかなという印象を持っております。

事務局：ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、今現状としては、2人でいうことで対応しております。引っ越しに伴っての整理ができていないところもございましたし、もともとアウトソーシングを検討していく、その結果如何によってというのもございました。しかし今日ご報告しました通り、来年度以降、直営というふうにしておりますので、ご意見も参考にさせていただきながら、よりよい形で運営ができるように考えたいと思っております。

委員：直営になったら人が増えるということもなくはないということですか。

事務局：現状は、我々職員が交代で来ているというところでございますが、いろんな意味で効率的なのかということそうではないと思っておりますので、やはりセンターとしてここにある以上は、そのセンター職員が一定いるべきだろうと思っております。そういう要望をしていきたいということです。

委員：何で男女平等推進センターに登録するのですかっていう質問をしたかという
と、事務的な手続きで、そこに登録団体として存在してなくても、機械的にその抽選を申し込めば、お部屋が借りられて、どんな活動していても大して内容に触れられることもなく、活動できてしまうことがすごくもったいない。男女平等推進センターに登録して、男女平等推進のための活動をしている人たちが、男女平等推進センターの方とコミュニケーション取りながら、活動を広げていく、深めていくってことが私すごく大事なことだと思うのです。そこが、機械で申し込めて、自分はどこに登録していたのだっけ、みたいになってしまうことがとても残念なことだと思うので、ここに登録することの意味とか、ただ部屋を借りられるってということだけじゃなくて、コミュニケーションを上手にとりながら、やっぱりグループの活動に対するいろんな相談とかもしやすいような、体制とかをぜひ作っていただきたいし、ここに登録することの意味がみんなに伝わって、広まり、深まるようなことを一緒にできていったらいいのかなというふうに思うので、それには、この人数でやっていこうっていうのに、とても無理があって、何か自分が委員であることとか、この市民であることとかに、ちょっと今非常に残念な印象を受けております。

事務局：今ご質問の最初の方のところで、部屋借りられるからいいでしょうということではない、というところもまさに私ども考えているところでございました。逆のご意見を持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、まさに委員おっしゃった通り、男女平等の登録団体として登録していただいているわけですので、我々も、言葉大変失礼かもしれませんが、活用させていただきたいと思っておりますし、そういったことで先ほど委員長のご質問で申し上げた通り、認知度を上げていくとか、活動を全体として見ていくという意味では、私達だけは限界がございますので、そういったところも踏まえて、今後その人員の部分についてはここでこうするとは言えないところではございますけども、

その趣旨は同じ理解でございますので参考にさせていただきたいと思います。

委員長：ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

委員：充実を図っていこうというのは、どこで折り合いをつけるのかっていう話なのだと思っているのですが、ぜひどんどん要望を出していただいて、そこもぜひ図っていただければと思いますし、せっかく利用してくださる方にとって、活動しやすい、活動しがいのある場所になっていくというところを、ぜひ本当に大事にしていいただければと思いました。

委員長：ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

はい。それでは次の議題、令和6年度男女平等推進センター事業等事業報告について、資料の説明をお願いいたします。

事務局：資料2をご覧ください。資料2が令和6年度人権平和課の事業報告になっております。ページ1枚めくっていただいたところに目次がありまして、まためくっていただいた1ページ、2ページが人権平和課の事務事業一覧になっております。全部で9つの事業になっております。3ページからは、人権平和課の事業の中の姉妹都市交流ですとか、憲法・平和祈念事務事業になっております。こちらは、本日は説明を省略させていただきます。

次の5ページからが、男女平等推進事務事業になっております。1番は、本日開催しております、男女平等推進委員会になっております。昨年度は全部で7回実施しております。議題としましては、こちらの(2)(3)に書いております第3次の行動計画の策定ですとか、第2次の計画の令和5年度進捗状況の評価をいただいたところでございます。次の(4)パートナーシップ制度につきましては、こちらは多摩地域の11市で構成しています、多摩地域セクシュアル・マイノリティ支援ネットワークとして、東京レインボープライドヘブース出展などをして周知活動をしたところでございます。またパートナーシップの申請件数は、令和6年度は1件でした。その下の(5)番、性の多様性に関する研修、講座については、昨年度は職員研修を2月に実施しております。性の多様性に関するパネル展示としましては、並木公民館とセンターの方で実施しました。

6ページ、にじいろ相談につきましても前年度に引き続き、相談を毎月第3水曜日に実施しております。相談件数は1件、令和5年度も1件でしたので件数は変わらない状況になっております。レインボープライドは先ほど申し上げた出展になっております。

次の2-4のDV対策事務事業になっております。こちら昨年度講座は2つ、離婚を考えている方のための法律講座と、家族関係の心理学講座、2つ実施しております。参加人数は記載の通りになっております。

次に、ページをおめくりいただきまして、国際ガールズデー企画のパネル展やワークショップも実施しております。こちらパネル展示と、親子で参加してシュシュづくりするワークショップ、それからデジタルリテラシー講座、実施しております。

次のDV相談事業ですが、これも前年度に引き続きセンターの方で、女性相談員が女性の悩みごと相談などを受けたもののうちのDV関連の相談ケースになっております。延べ59件で、こちら令和5年度も同じ59件でございました。その下の(3)の母子女性緊急一時保護費支給事業ですが、こちらは、市役所の閉庁時に保護を求めてきた女性について、食事など必要な費用を支給する事業になっておりますが、こちら昨年度の利用件数は0件でございました。

次の(4)番が、通称DV防止連絡会、事務局としてやっているものですが、庁内でDVに関係する関係課での情報連絡会を開いております。令和6年度は、記載の全部で3回実施いたしました。

次の(5)デートDV防止リーフレットの配布については、昨年度も前年同様、公立中学校、全員に向けて、リーフレットを配布しております。

次の(6)の女性に対する暴力をなくす運動については、こちらは国分寺駅の北口で、パープルオレンジライトアップなどを実施いたしました。またパネル展示もひかりプラザで実施しているところです。次の8ページの人権事務事業につきましては、今日のところについては省略させていただきます。

8ページの一番下、2-6すべての人を大切にするまち宣言施策事務事業については、こちら周知を図るべく、庁用車の方にマグネットシートを一定期間張りつけて、広報しております。

9ページです。こちらが男女平等推進センター運営事務事業になっております。こちら(1)番で、男女共同参画週間に関しまして講座を開きました。こちら参加人数は34名となっております。

国際ガールズデー企画については、前のページに書いてある内容と同じなので省略させていただきます。

(3)国際男性デー企画としまして、パパのためのパートナーシップ教室を、ひかりプラザの方で開催いたしました。

(4)性の多様性についてはこの前述の通りですので、今は省略いたします。

(5)の国際女性デー、女性の健康週間講座としましては、こちらは男女平等推進センターの登録団体と共催の形で講座を実施しております。

続いて(6)番、女性の再就職支援講座、こちらは経済課との共催事業としまして、2回講座を開いております。

次のページの(7)番、マザーズハローワークとの共催事業が令和6年度より実施した事業です。こちらはマザーズハローワーク立川からキャリアカウンセラーの方を派遣いただいて、3日間実施しております。

その下の(9)相談事業については、実施日は令和5年度と変更なく行っております。件数はカウンセリングについては47件。令和5年度は51件だったので、件数はそれほど変わっていない状況になっています。法律相談についても34件、こちらも令和5年度35件なのでほぼ件数は変わっておりません。

その下の女性の悩みごと相談、こちらについては156件です。令和5年度147件なので、大きな件数の差はない状況になっております。

その下の10番、男女平等に関する相談事業担当者情報連絡会は、前述しましたDV防止連絡会と合わせて実施した内容になっております。2月に国分寺市役所の会議室で開催いたしました。

その下のライツこくぶんじの発行についても、前年同様、4月に発行しております。

おめくりいただきまして12番、図書資料室についても同様に運営しております。

その下の2-8、犯罪被害者等支援事務事業ですが、こちらは小金井警察との共催により、国分寺駅の構内でキャンペーンやパネル展示、合同相談会を実施いたしました。

その下の多文化共生の国際交流などは、本日説明は省略させていただきます。

おめくりいただきまして13ページからは、男女平等推進センターの運営状況としまして、1番、登録団体については33団体。前年度は36なので、3件少なくなっている状況です。その下のセンターの使用状況、相談事業については記載の通りになっております。

14ページの各種相談事業の実績については、先述しました悩みごと相談等の新規継続かなどの内訳になっておりますので、こちら件数見ていただきましてご質問あれば受けさせていただきたいと思います。

実績についての報告は以上になります。

委員長：ありがとうございました。それでは委員の皆さまからご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

はい。どうぞ。

委員：ひかりプラザでやっているイベント、いろいろな事業があるので、今後どうなるのか。先ほどの話も踏まえて。利用率が50%前後なので、登録団体の活用なのか、もう少し幅広い活動といいますか、拡充のところが。利用率がこれだけってというのはすごくもったいないなと思います。

委員：ここに出ていることとずれてしまうかもしれませんが、男女平等推進委員会をやっているって回数とか日時は、ここに出ているじゃないですか。市のホームページで男女平等推進委員会っていう、項立てがあって、その中に、開催日時とか会場とかの話は出ているのですが、その下の方に議事録っていう項立てがあって、委員会開催後順次掲載ってあるのですが、昨年度1回も上がってないのですよ。これって上げないことになっているのですか。

事務局：その件につきましてはよろしいでしょうか。すいません。まずは本当にお詫びを申し上げなければならないというふうに思っています。決してそういう扱いにしたということではございません。こちらについては、担当をはじめ、やっているところでございますので、間もなく、こちらの6年度の議事録についてはアップさせていただくべく、月内ぐらいにはというふうには考えているところでございます。

委員：順次というのは、会が終わるごとではなく年単位なのですか。

事務局：本来は、おっしゃる通り順次ですので、例えば今日のこの会議が終わりましたら、しかるべき時期に、第1回を上げるというのが本来の形でございます。ですので、年1回限りというものではございません。

委員：お忙しいのと、人間的に厳しいというのも分かっているのですが、ガンガン上げてくださいとはなんか言いづらいなと正直思っているのですが。でも、こういうふうにするというのではないかっていう話をしたっていう、少なくともこの委員会ではこういう意見が出たとかっていうところが、それが、叶うか叶わないかっていう現実とは食い違うかもしれないけど、関心を持つ方には、本当はそういうのを要望していこうって話出ていたのだったっていうのは、見ていただけるに越したことはないのではないかなと思っているのです。実際に会が開かれているし、いろんな話が出たと私も思っているのですが、可能であれば、こういう形でやったよっていうだけじゃなくて、何がっていうところを、ぜひ出していただく方がいいのではないかなとは思っています。

委員長：録音されて、もう自動で文字起こしがされるのですよね。

事務局：おかげさまで、このマイクがございますけども、システムの活用が、ちょうどこの今年入ってから始まっております。これまでよりは格段に、精度の高い形で、即座にということでございますので、そこを軌道に乗せて、本来の形、順次、適切な時期に上げていくということで、進めていきたいと思っております。6年度につきましては間もなく掲載したいと考えております。

委員長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。

図書資料室なのですけれど、貸し出しをするには、ここに登録しないとイケないのですか。

事務局：はい。

委員長：各図書館で登録されていて、図書館でこの本が検索できて、借りてもらうのかもできないのですか。

事務局：はい。

委員長：まったく別なのです。ここで借りてここに返さなきゃいけないということです。これは将来的にはできないのですか。地元の図書館で借りて、そこに返すというシステムにするというのはどうですかね。

事務局：現状、各図書館の図書システムとは完全に切り離されている状況でございます。ですので、こちらの図書資料室の書籍を借りたい場合は、こちらに登録をしていただいて、お借りいただいている現状でございます。ここはライツこくぶんじの図書資料室でございますので、当然そういった視点から特化した書籍が置かれています。5館の図書館にはない書籍もあったりしていますので、ぜひ活用いただきたいと思っております。市立図書館は教育委員会の図書館になりますので、そことのすり合わせ、整理というのは当然必要になると思います。その実現ができるかできないかというところは、またちょっと今の段階では申し上げられないところではございますけれども、利便性でありますとか有効活用という観点から、研究をさせていただければと思います。

委員長：ここに来ないと借りられないということで、来てもらう機会になるのでそれは良いのかなと。今貸し出し手続きは、人がやるのですか。そこは機械にさせるとその分楽になると思うのですが。

事務局：機械の方が早いですし、確実ですし、効率的なところもあるのですが、年間の貸出件数とのバランスもありますので、少し整理をというところでございます。

委員：7ページのところの、母児・女性緊急一時保護費支給事業の、民生委員ってどれぐらい周知されているのかなってところで、こういうのってあんまり周知しなきゃいけないみたいなことってあるのですか。市報には載っているけれど、じゃあ自分のところは誰に行けばいいのかってことまでは書いてない。民生委員が誰かって調べたら出てくるのですか。

委員：男性が多いから、どうなのだろう。そういう時に。

委員：民生委員って地域にいますので、庁舎に行くより近いところで解決できるけどいないなっていうところで、周知が難しいのかなというところを聞いてみたかった。

事務局：担当ではないところもありますので、正確なことを申し上げられないかもしれませんが、まず自治会の加入率は、低いというふうに認識、記憶しております。20%とか30%とかの数字じゃないかなという認識です。自治会とはまた別に民生委員さんいらっしゃいますけども、欠員が生まれている地区があったりするというので記憶をしております。これもお話したように、基本的にはその担当地域、地区があって、その地区の民生委員さんこの方ですよ、ということは、市報等でお知らせをしているところでございますけども、なかなか民生委員さんの役割というものが、多岐にわたっているのかなという印象を持っております。要配慮者の方の、災害時の対応でありますとか、もちろんこういったことも含めていろんなご相談受けたりとか、見回りをされたりしていると聞いておりますし、そういう意味でこの周知をするということのところが、適切かどうかというのは1つ考えなきゃいけないかなと思っております。

加えて申し上げますと、この緊急一時保護については、実績がないところがございます。これ6年度に限ってではなくて、ここ数年少なくとも0件で推移しているところがございます。あればいいというものではないと思いますし、

「ない」からそういうことがないのだということでもないのだろうと思うのですけども、1つ、先ほどご説明した7ページの(4)のところ、連絡会のことを少しご説明しましたけども、この連絡会のメンバーに小金井警察署の方もいらっしゃったりします。様々な情報交換、共有しているところがございますけども、本当に緊急的に避難されてきた方々については、もちろん私どもの窓口に来ることもありますし、警察にということもあります。警察もやはり昨今の状況踏まえまして、積極的に保護していくということで、警察としても、一時保護ということで、宿泊施設でありますとか宿泊代をお渡しして、対応しているということで、そこをぜひ積極的に逆に利用していただきたいということを、この連絡会の中でもお知らせいただいているところがございます。私どものこ

ういった緊急一時保護というのを持っていますけれども、そこはその状況に応じて、警察の方に、連携して対応をお願いすることもできるかと思います。

委員長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員：民生委員も変わられるし、新しく入った人が、こういう対応ができるのだということを知っているかどうかというのは出てくるかなと思うのですね。それで結構民生委員の集まり、月1回の会合には、例えば高齢者、福祉の市の団体、いろんな団体さんがいて、こういうところに配慮してもらいたいみたいなことを要望しに行ったりしているのですよね。なので、人権平和課も、その母女性保護に関して、こういう事業があるから、そういう人が身近にいたらぜひ配慮、目配りをして欲しいみたいなことを、事業を伝えながら、そういう目配りを要望するような形で出向かれるということは、どうなのでしょう。

事務局：民生・児童委員の会合で、そういう市の事業でありますとか、各課の方から紹介をお願いをしています。私たちが出向いてご説明というのはしておりませんが、民生委員さんの様々な役割をまとめた、冊子では、しっかりとお知らせをしているところではございます。ご意見いただきましたので、そういったことも今後、考えていきたいというふうに思っております。

委員：民生委員はどこの管轄なのですか。

事務局：民生委員は地域共生推進課、自治会は協働コミュニティ課、というところになります。

委員長：自治会と町内会はまた違うのですか。

事務局：同じです。自治会・町内会というカテゴリーになります。

委員長：それではその他ございませんでしょうか。それでは議題3についてはよろしいでしょうか。

では議題4、令和7年度男女平等推進センター事業等事業予定についてです。資料の説明をお願いいたします。

事務局：資料の3をご覧ください。こちらが今年度の人権平和課の事業予定になっております。上の2つの段は姉妹都市、多文化共生や、憲法・平和祈念、人権事業になっておりますので、下の方の男女平等に関わるのところの方でお話させていただきます。網掛けの一番上のところが性の多様性関係の予定になっております。こちらもレインボーライトアップですとか、あと7月に職員研修、そして11月には、今年はパートナーシップ制度の5周年ということで、いろいろなイベントを考えているところでございます。網掛けの2段目の方が、男女平等推進センター関係の事業になっております。6月には、今回チラシをお配りしたのですが、6月1日にリオンホールで男女共同参画週間の講座を予定しております。こちら今、申し込みの方受け付けておりまして、まだお席にも余裕がございますので、ぜひ知っている方にもお声掛けいただければと思います。また、こちらミニキャリア相談ですとか、女性のしごと応援キャラバン、令和6年度に引き続きまして、開催の予定になっております。また10月にはガールズデーのイベントや、11月には国際男性デーのイベント、講座を予定して

おります。網掛けの下段がDV関連の予定になっております。こちらと同じくDV防止連絡会ですとか、あとは、6月14日に、DV防止講座、ひかりプラザの方で午後予定しております。こちら、市報の方には5月15日号市報に載せておりまして、こちら申し込み間もなく、5月16日から受付の予定になっております。ぜひご参加いただければと思います。こちら、あとは、12月に犯罪被害者週間の関連の講座ですとか、11月にはまたキャンペーンなどパネル展の予定をしております。また一番下の方に、女性のカウンセリングや法律相談など、相談事業については令和6年度と同じ内容で引き続き令和7年度も予定しているところでございます。説明は以上になります。

委員長：ありがとうございます。前年度と同様に男女平等推進センター事業に加え、人権平和課の今年度の事業予定ということです。皆様ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員長：多様性職員研修というのはどの職員の方が出られるのですか。管理職とか新入職員とか。或いは希望者とか。

事務局：今の段階では、この職種であるとか、階層に絞ってというふうには考えておりません。まず、ちょっと前後いたしますが、このセクシュアル・マイノリティの関係だけではないのですが、新任職員の、最初の研修の中に、人権でありますとかジェンダーでありますとかそれからセクシュアル・マイノリティの関係、研修をさせていただいているところです。今回お尋ねの7月の研修につきましては今のところ限定しない中で、希望を募って、研修を実施したいと考えているということです。

委員：職員研修って一般の人とかも見に行けたりするのですか。

事務局：こちらはすみません。枠組みとしてご理解いただければと思います。

委員長：他よろしいでしょうか。それでは議題5、令和7年度男女平等推進委員会スケジュールについてです。では事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：資料4をご覧ください。今年度の男女平等推進委員会については、本日含めまして全5回を予定しております。例年同様、今度は令和6年度の、計画の進捗状況の評価についてと、あと新しく、第3次の行動計画の各課の目標ですとか、評価様式の方も第2回の方で審議いただきたいと思います。日程については、こちらまた皆様にご都合をお尋ねして決定したいと考えておりますので、後日メールで依頼させていただく予定になっております。お時間については本日と同じ19時開始予定で考えております。説明は以上になります。

委員長：ありがとうございます。事務局からスケジュールについては後日改めて委員のご都合を確認して決定することですが、実施時期も含めてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それではスケジュールについては資料の通りとし、具体の日程は事務局からの連絡に皆様の都合をお伝えいただいて決定することとしたいと思います。皆様よろしくお願いいたします。

以上で本日の議題はすべて終わりましたので、閉会といたします。皆様ご協力

ありがとうございました。